

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成28年5月13日

【四半期会計期間】 第53期第1四半期(自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)

【会社名】 株式会社サイバーリンクス

【英訳名】 CYBERLINKS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 村上 恒夫

【本店の所在の場所】 和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3

【電話番号】 073-448-3600

【事務連絡者氏名】 専務取締役 佐藤 正光

【最寄りの連絡場所】 和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3

【電話番号】 073-448-3600

【事務連絡者氏名】 専務取締役 佐藤 正光

【縦覧に供する場所】 株式会社サイバーリンクス東日本支社
(東京都港区芝浦四丁目9番25号芝浦スクエアビル13階)
株式会社サイバーリンクス西日本支店
(大阪市淀川区宮原四丁目1番14号住友生命新大阪北ビル3階)
(注)平成28年5月16日から下記に移転する予定です。
大阪市淀川区宮原四丁目3番7号
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第52期 第1四半期 累計期間	第53期 第1四半期 累計期間	第52期
会計期間	自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日	自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日	自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日
売上高 (千円)	2,825,044	2,713,977	9,296,034
経常利益 (千円)	347,715	294,073	726,961
四半期(当期)純利益 (千円)	218,503	187,858	428,694
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	748,181	787,906	787,906
発行済株式総数 (株)	4,792,215	4,842,755	4,842,755
純資産額 (千円)	2,849,154	3,274,131	3,150,208
総資産額 (千円)	5,995,366	5,757,780	5,164,941
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	45.61	38.81	89.18
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	38.74	89.08
1株当たり配当額 (円)	-	-	13.20
自己資本比率 (%)	47.5	56.7	60.8

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社が有しているすべての関連会社が、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

4. 第52期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、消費者マインドの足踏みや企業の慎重な業況判断など弱さもみられるものの、雇用情勢の改善や企業収益の改善傾向により、緩やかな回復基調が続いております。今後の経済動向につきましては、雇用・所得環境の改善が続くなか、緩やかな回復に向かうことが期待されます。ただし、中国をはじめとするアジア新興国等の景気下振れによりわが国景気が下押しされるリスクがあるなか、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

当社の主要顧客である流通食品小売業におきましては、スーパーマーケットの売上高は回復傾向にあるものの、生鮮品や食品の価格上昇に対する消費者の節約志向が強まるなか、コンビニエンスストア等の他業態を含めた競争が激しくなっております。

官公庁におきましては、情報システムに係る経費削減、住民サービス向上、さらには災害・事故発生時の業務継続を目的とした情報システムの集約と共同利用（「自治体クラウド」）が推進され、具体的な取組みが広がっております。

このような状況のもと、当社は「LINK Smart～もたず、つながる時代へ～」を当社サービスのブランドコンセプトとして定め、「シェアクラウド（共同利用型クラウド）」による安心、安全、低価格で高品質なクラウドサービスの提案を積極的に進めてまいりました。

携帯電話販売市場におきましては、通信キャリア間での競争に加えて、MVNO事業者（注）との顧客獲得競争も激しさを増してきております。加えて、総務省が策定した「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」への対応として、各通信キャリアが端末販売方法の変更や新料金プランを打ち出しており、消費者の需要や販売環境の変化について、これまで以上に注意を払う必要があります。

そのような中、当社は、サービス品質向上による差別化を図ることで、顧客満足度を高め、販売拡大に努めてまいりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間における業績は、売上高2,713,977千円（前年同期比3.9%減）、営業利益293,568千円（前年同期比17.4%減）、経常利益294,073千円（前年同期比15.4%減）、四半期純利益187,858千円（前年同期比14.0%減）となりました。

（注）上記に用いられる用語は以下のとおりであります。

MVNO事業者：

携帯電話やPHSなどの物理的な移動体回線網を自社では持たないで、実際に保有する他の事業者から借りて（再販を受けて）、自社ブランドで通信サービスを行う事業者のこと。

なお、当第1四半期累計期間におけるセグメント別の業績は、次のとおりであります。

ITクラウド事業

ITクラウド事業におきましては、当社の主力サービスである流通食品小売業向け基幹業務クラウドサービス「@rms基幹」を始めとするクラウドサービスの提供拡大により、流通業向けクラウドサービス分野の売上高が増加いたしました。また、同分野における新サービスに対する積極的な開発投資を行いました。

一方、官公庁向けクラウドサービス分野につきましては、防災システムの大型案件や、法改正に伴うシステム開発案件等を計上した前年同期に比べ、売上高が大きく下回りました。

以上の結果、当第1四半期累計期間における売上高は1,433,315千円（前年同期比9.6%減）、セグメント利益（経常利益）は216,417千円（前年同期比17.2%減）となりました。

モバイルネットワーク事業

モバイルネットワーク事業におきましては、フィーチャーフォン（従来型携帯電話端末）の販売台数減少により、携帯電話端末販売台数は前年同期を下回ったものの、販売単価の高いスマートフォン端末の販売台数増加により、売上高は前年同期を上回りました。また、対応品質向上に努めるとともに、NTTドコモが提供するブロードバンドサービス（ドコモ光）の獲得に注力するなど、インセンティブ収入による収益確保に努めました。

以上の結果、当第1四半期累計期間における売上高は1,280,662千円（前年同期比3.3%増）、セグメント利益（経常利益）は137,738千円（前年同期比1.4%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末の総資産は5,757,780千円となり、前事業年度末に比べ592,839千円増加しました。

流動資産は、567,953千円の増加となりました。これは主に受取手形及び売掛金が485,515千円、現金及び預金が118,550千円増加したこと、商品が110,602千円減少したことによるものです。

固定資産は、24,885千円の増加となりました。これは主に取得等により有形固定資産のその他に含まれる工具、器具及び備品が25,717千円、無形固定資産に含まれるソフトウェア仮勘定が31,366千円増加したこと、償却等により建物が11,697千円、無形固定資産に含まれるのれんが14,248千円、ソフトウェアが6,723千円減少したことによるものです。

負債は、468,916千円の増加となりました。これは主に短期借入金300,000千円、賞与引当金98,950千円、買掛金が73,451千円増加したこと、返済により長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）が13,334千円減少したことによるものです。

純資産は、123,922千円の増加となりました。これは主に四半期純利益等により利益剰余金が123,966千円増加したことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間の研究開発費の総額は27,946千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,400,000
計	14,400,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成28年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年5月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,842,755	4,842,755	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 100株であります。
計	4,842,755	4,842,755		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成28年3月31日		4,842,755		787,906		862,925

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成27年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,836,800	48,368	
単元未満株式	普通株式 3,555		
発行済株式総数	4,842,755		
総株主の議決権		48,368	

(注) 「単元未満株式」の「株式数」欄には、自己保有株式51株が含まれております。

【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株サイバーリンクス	和歌山県和歌山市紀三井 寺849番地の3	2,400		2,400	0.05
計		2,400		2,400	0.05

(注) 当第1四半期会計期間末日現在における所有自己株式数は、2,451株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.9%
売上高基準	0.7%
利益基準	0.6%
利益剰余金基準	0.5%

会社間項目の消去後の数値により算出しております。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当第1四半期会計期間 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	481,836	600,387
受取手形及び売掛金	1,245,293	1,730,808
商品	267,812	157,209
仕掛品	216,878	241,868
原材料及び貯蔵品	22,394	23,568
その他	140,188	188,061
貸倒引当金	626	173
流動資産合計	2,373,778	2,941,731
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,239,337	1,240,526
減価償却累計額	655,143	668,029
建物(純額)	584,194	572,496
土地	866,016	866,016
その他	1,034,530	1,090,035
減価償却累計額	786,054	810,779
その他(純額)	248,476	279,256
有形固定資産合計	1,698,687	1,717,769
無形固定資産	818,054	828,431
投資その他の資産	1 274,420	1 269,847
固定資産合計	2,791,162	2,816,048
資産合計	5,164,941	5,757,780
負債の部		
流動負債		
買掛金	377,320	450,771
短期借入金	200,000	500,000
1年内返済予定の長期借入金	50,004	50,004
未払法人税等	127,072	145,948
賞与引当金	33,168	132,118
受注損失引当金	6,507	2,357
その他	639,341	643,935
流動負債合計	1,433,413	1,925,136
固定負債		
長期借入金	352,501	339,167
資産除去債務	35,988	36,121
その他	192,828	183,224
固定負債合計	581,318	558,512
負債合計	2,014,732	2,483,648

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当第1四半期会計期間 (平成28年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	787,906	787,906
資本剰余金	862,925	862,925
利益剰余金	1,488,920	1,612,886
自己株式	1,021	1,021
株主資本合計	3,138,731	3,262,697
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	238	195
評価・換算差額等合計	238	195
新株予約権	11,239	11,239
純資産合計	3,150,208	3,274,131
負債純資産合計	5,164,941	5,757,780

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年3月31日)
売上高		
ITクラウド事業売上高	1,584,985	1,433,315
モバイルネットワーク事業売上高	1,240,058	1,280,662
売上高合計	2,825,044	2,713,977
売上原価		
ITクラウド事業売上原価	1,078,049	912,563
モバイルネットワーク事業売上原価	894,214	942,222
売上原価合計	1,972,263	1,854,785
売上総利益	852,780	859,192
販売費及び一般管理費	497,393	565,623
営業利益	355,387	293,568
営業外収益		
受取利息	28	42
受取配当金	250	250
不動産賃貸料	2,578	2,486
違約金収入	3,484	-
その他	1,732	1,399
営業外収益合計	8,073	4,179
営業外費用		
支払利息	3,239	2,188
不動産賃貸原価	1,496	1,485
株式公開費用	11,000	-
その他	8	0
営業外費用合計	15,744	3,674
経常利益	347,715	294,073
特別利益		
固定資産売却益	8,702	-
特別利益合計	8,702	-
税引前四半期純利益	356,417	294,073
法人税、住民税及び事業税	112,907	138,568
法人税等調整額	25,006	32,353
法人税等合計	137,914	106,215
四半期純利益	218,503	187,858

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当第1四半期会計期間 (平成28年3月31日)
投資その他の資産	5,422千円	4,391千円

(四半期損益計算書関係)

1 売上高の季節的変動

前第1四半期累計期間(自平成27年1月1日至平成27年3月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成28年1月1日至平成28年3月31日)

当社ITクラウド事業においては、自治体を主要顧客とした工事請負等の事業を行っていることから、自治体の事業年度末である3月に納期が集中する傾向にあります。そのため、当社では第1四半期会計期間の売上高が他の四半期会計期間に比べて多くなる傾向があります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年3月31日)
減価償却費	65,032千円	74,004千円
のれんの償却額	11,085 "	14,248 "

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年3月27日 定時株主総会	普通株式	62,266	13.00	平成26年12月31日	平成27年3月30日	利益剰余金

(注) 当社は、平成26年10月1日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っております。

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年3月29日 定時株主総会	普通株式	63,892	13.20	平成27年12月31日	平成28年3月30日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社が有しているすべての関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期 損益計算書 計上額 (注)2
	ITクラウド 事業	モバイルネット ワーク事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,584,985	1,240,058	2,825,044	-	2,825,044
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,584,985	1,240,058	2,825,044	-	2,825,044
セグメント利益	261,255	135,799	397,054	49,338	347,715

(注) 1. セグメント利益の調整額 49,338千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当第1四半期累計期間(自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期 損益計算書 計上額 (注)2
	ITクラウド 事業	モバイルネット ワーク事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,433,315	1,280,662	2,713,977	-	2,713,977
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,433,315	1,280,662	2,713,977	-	2,713,977
セグメント利益	216,417	137,738	354,155	60,081	294,073

(注) 1. セグメント利益の調整額 60,081千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の経常利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	45円61銭	38円81銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	218,503	187,858
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	218,503	187,858
普通株式の期中平均株式数(株)	4,789,764	4,840,304
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	38円74銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
(うち支払利息(税額相当額控除後)(千円))	-	-
普通株式増加数(株)	-	8,391
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 前第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社執行役員及び従業員に対し、新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしました。

・ 本新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すにあたって、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社執行役員及び従業員に対し、有償にて新株予約権を発行するものであります。

・ 新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社執行役員 5名 250個

当社従業員 444名 3,064個

なお、上記対象となる者の人数は、平成28年5月13日時点での予定人数であり、減少することがある。また、上記割当新株予約権数は、上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがある。申込みの数が割当予定数に満たない場合には、割当数は当該申込みの数とする。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予約権の1個当たりの株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、本新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を、本新株予約権を保有する新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に通知または公告するものとする。ただし、当該調整後付与株式数を適用する日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

3. 新株予約権の総数

3,314個

4. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに払い込む金銭は、本新株予約権1個あたり金763円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関であるみずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社が、本新株予約権の発行を当社取締役会で決議した平成28年5月13日の前営業日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の終値1,098円/株、株価変動率50.08%、1株当たり配当予想額13.2円、無リスク利子率-0.227%及び本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額1,098円、満期までの期間7年、行使条件）等に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その本新株予約権1個当たりの価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1,098円とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使、株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「1株当たりの時価」とは、調整後行使価額を適用する日（以下「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の普通株式に係る発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替える。

適用日は、次に定めるところによる。

上記に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないとときは、その効力発生日。）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

上記に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行または処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日。）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降。）、これを適用する。

上記のほか、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める行使価額の調整を行う。

行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を本新株予約権者に通知または公告するものとする。ただし、当該適用日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

6. 新株予約権の行使期間

平成33年4月1日から平成35年6月30日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の株主名簿管理人（会社法第123条に定める株主名簿管理人をいう。）の営業日でない場合は、その前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、下記(a)及び(b)をいずれも満たした場合に、下記(a)に規定される、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち各区分に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）に係る個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。

(a) 平成32年12月期の当社有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における経常利益が以下の金額以上となった場合、当該区分に応じた割合。行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。適用される会計基準の変更等により重要な変更

があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

- ・ 11億円以上の場合 : 行使可能割合100%
- ・ 9億円以上の場合 : 行使可能割合 50%

(b) 平成33年4月1日から平成35年6月30日までの間において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が一度でも1,500円(ただし、割当日後に当社が株式の分割、併合または無償割当てを行った場合には、その比率に応じて調整される。)以上となった場合。

本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、執行役員または従業員もしくは当社の関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項の定義により、以下同様とする。)の取締役、監査役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が取締役、執行役員または監査役の任期満了もしくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができる。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできないものとする。

各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

9. 新株予約権の取得に関する事項

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会(存続会社等(会社法第784条第1項に定める「存続会社等」をいい、以下同様とする。))が当社の特別支配会社(会社法第468条第1項に定める「特別支配会社」をいい、以下同様とする。)である場合には当社取締役会)で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会(当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案の場合で、存続会社等が当社の特別支配会社である場合には当社取締役会)で承認された場合、本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者が権利行使をする前に、上記7.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

11. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割または新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換または株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以下「組織再編行為」と総称する。)をする場合、上記9.により本新株予約権を取得する場合を除き、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記５．に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権１個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

新株予約権の行使期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記８．に定めるところと同様とする。

新株予約権の行使の条件

上記７．に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の取得の条件

上記９．に定めるところと同様とする。

12．新株予約権の割当日

平成28年 6 月30日

13．新株予約権と引換えにする金銭の払込期日

平成28年 6 月30日

14．新株予約権証券を発行する場合の取扱い

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年5月13日

株式会社サイバーリンクス
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 美馬和実

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南方得男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイバーリンクスの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第53期事業年度の第1四半期会計期間(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サイバーリンクスの平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。